

正 誤

平成二十八年三月三十一日付け奈良県公報号外第五十五号正誤表

題名	告示番号	頁	行	誤	正
平成二十二年一月奈良県告示第二百八十一号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる）の手続等に関する告示）の一部改正	五百十七	一	八	第六十条第四項	第六十四条第四項